

武蔵野市市有地活用事業者審査委員会設置条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

## 武蔵野市市有地活用事業者審査委員会設置条例

### (設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）が所有する土地（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項に規定する普通財産に限る。以下「市有地」という。）を定期借地権方式により貸し付けることで市有地の有効活用を図る事業の契約の相手方となるべき事業者（以下「市有地活用事業者」という。）をプロポーザル方式により選定するにあたり、選定に係る審査を適正に行うため、同法第138条の4第3項の規定に基づき、市有地活用事業者の選定ごとに武蔵野市市有地活用事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定期借地権方式 市有地に定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第2条第1号の借地権で同法第22条から第24条までの規定のいずれかの適用を受けるものをいう。）を設定し、市有地活用事業者に貸し付けることで、民間の活力を活かして公共的サービス等を提供する公民連携手法をいう。
- (2) プロポーザル方式 市有地の有効活用を図る事業について、複数の事業者が市有地の活用方法等に係る提案を公募し、実績、専門性、技術力、創造性等を勘案し、及び総合的な見地から判断して最も適した市有地活用事業者を選定する方式をいう。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 市有地活用事業者の選定のための基準の策定に関する事項
- (2) 市有地活用事業者の選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第4条 委員会は、学識経験者、市の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員6人以内をもって組織する。

2 委員会の委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から、市有地活用事業者を市長が決定する日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、第4条第1項の規定による委嘱又は任命の日以後最初に招集される会議は、市長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第9条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(目的及び適用範囲)	(目的及び適用範囲)	

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。

(1)から(53)まで (略)

(54)から(62)まで

第3条 第1条第13号から第59号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。

第4条 第1条第60号から第62号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。

別表第2（第3条関係）

日額で定める報酬額

職名	報酬額
財産価格審議会の委員から図書館協議会の委員まで	
(略)	

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。

(1)から(53)まで (略)

(54) 市有地活用事業者審査委員会の委員

(55)から(63)まで

第3条 第1条第13号から第60号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。

第4条 第1条第61号から第63号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。

別表第2（第3条関係）

日額で定める報酬額

職名	報酬額
財産価格審議会の委員から図書館協議会の委員まで	
(略)	

号の追加

号の繰下げ

字句の改正

字句の改正

<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">         投票管理者から選挙立会人 まで (略)       </div> 備考 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">市有地活用</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">// 12,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">事業者審査</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">委員会の委 員</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">投票管理者から選挙立会人 まで (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">備考 (略)</td> </tr> </table>	市有地活用	// 12,000円	事業者審査		委員会の委 員		投票管理者から選挙立会人 まで (略)		備考 (略)		項の追加
市有地活用	// 12,000円											
事業者審査												
委員会の委 員												
投票管理者から選挙立会人 まで (略)												
備考 (略)												

(提案理由)

市有地に定期借地権を設定して貸し付けることで市有地の有効活用を図る事業の事業者の選定に係る審査を行う附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、武蔵野市市有地活用事業者審査委員会を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。